2	ずわいがに	⑴　A海域	2,858
		⑵　B海域	31
		⑶　D海域	375
		⑷　E海域	181

（注１）日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号。以下「法」という。）第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

（注２）A海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第１号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第２号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第４号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第５号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定 海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	3,700
		⑵　オホーツク海の海域	52,500
		⑶　太平洋の海域	105,000
2	ずわいがに	⑴　A海域	
		⑵　B海域	
		⑶　D海域	
		⑷　E海域	

（注１）操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。

（注２）ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６の１の⑺を次のように改める。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	168
秋田県	34
山形県	64
新潟県	365
富山県	49
石川県	430
福井県	278
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の３に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

第６の２の⑵及び⑹を次のように改める。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	94,300

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

⑹　するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

告　示

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月11日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

埼玉県	みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック、まちかどひろばクリニック、クリニックふれあい早稲田、デイサービスセンターなごみ及びデイサービスセンター采女の里
東京都	柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、柳原歯科、老人保健施設千寿の郷、柳原ホームケア診療所、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所、すみだ共立診療所、クリニック柳島、特別養護老人ホーム葛飾やすらぎの郷、新宿在宅サービスセンター、かばらデイサービスセンター、デイサービスセンターすこやか、デイサービスセンターかな